

金沢市外国人旅行者受入環境整備事業費補助金 申請 提出物一覧（宿泊事業者）

※必要に応じて、金沢市観光政策課から追加資料等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

		チェック
1	事務担当者連絡先の用紙	
2	補助金交付申請書 記入見本を参考に作成してください。右上の日付は空白のままにしてください。	
3	補助事業の内容、経費の配分及び事業計画 必須整備項目について、「整備済（登録済）」か「現在整備中」、もしくは「当該補助金で整備予定（登録予定）」にチェックが必要 整備必須項目 ・外国語表記（施設名は必須） ・無線LAN ・クレジットカード ・外国語食事メニュー（食事を提供しない宿泊施設、日替わりメニューのみの食事を提供する施設は除く） ・外国語ホームページ	
4	補助対象事業者であることを証明できる書類	
①	市税に滞納の額がないことを証明するための書類 ・市税滞納状況調査同意書（所定の様式を使用し、記入見本を参考に作成してください。右上の日付は記入しないでください。） ・必ず 原本 をご提出ください。	
②	事業内容がわかるもの（定款、事業パンフレット等） ・HPの写しも可	
③	旅館業法に基づく旅館業営業許可書の写し	
④	外国語表記に関する書類 ・整備されていることがわかる写真（施設名は必須） ・設置場所の見取り図（略図・手書き可、設置箇所をマーカー等で明記すること）	
⑤	無線LAN設置に関する書類 ・整備されていることがわかる写真（機器の取り付け状況、無料で利用できることが示してある無線LANの利用案内） ・設置場所の見取り図（略図・手書き可、設置箇所をマーカー等で明記すること） ・通信事業者との契約書の写し（ただし、提出は任意）	
⑥	クレジットカードに関する書類 ・整備されていることがわかる写真（機材、外国人利用者にも分かるような表示） ・クレジットカード会社との契約書の写し（ただし、提出は任意）	
⑦	外国語食事メニューに関する書類 ※食事を提供しない宿泊施設、日替わりメニューのみの食事を提供する施設は除く ・現物または写し ・メニューが配備されていることがわかる写真	
⑧	外国語ホームページに関する書類 ・地図検索サービスへの施設情報の掲載は必須 ・掲載部分をコピーまたはスクリーンショット等で提出 ※④⑤⑥⑦および⑧は申請時に既に整備にとりかかっている、または当該補助金で整備する場合、申請時に提出は不要ですが、実績報告時に提出が必要です。	
5	補助申請対象の整備場所がわかる見取り図 整備する箇所をマーカー等で明記してください。（略図・手書き可、4-④および4-⑤と併用可）	
6	見積書 ・宛名は申請者宛です。 ・日付、施行業者の会社名・代表者名、押印が入っているかご確認ください。 ・見積書には補助対象経費のみ記載してください。 ・消費税の額が記載されているかご確認ください。	
7	「洋式トイレ」を設置する申請者は、以下の書類も準備してください。 (7-1) 工事詳細平面図（整備する場所を明記すること） ※提出書類5が同等であれば不要 (7-2) 工事前の画像 (7-3) 営繕課審査見積依頼書（ただし工事に係る経費が80万円以下の場合には提出不要） ・記入見本を参考に、住所、氏名、押印のみ記載してください。その他、記入する必要はありません。	

金沢市外国人旅行者受入環境整備事業費補助金 申請 提出物一覧（観光事業者）

※必要に応じて、金沢市観光政策課から追加資料等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

		チェック
1	事務担当者連絡先の用紙	
2	補助金交付申請書 記入見本を参考に作成してください。右上の日付は空白のままにしてください。	
3	補助事業の内容、経費の配分及び事業計画 必須整備項目について、「整備済（登録済）」か「現在整備中」、もしくは「当該補助金で整備予定（登録予定）」にチェックが必要 整備必須項目 ・外国語表記（施設名は必須） ・無線LAN ・外国語ホームページ	
4	補助対象事業者であることを証明できる書類	
①	市税に滞納の額がないことを証明するための書類 ・市税滞納状況調査同意書（所定の様式を使用し、記入見本を参考に作成してください。右上の日付は記入しないでください。） ・必ず 原本 をご提出ください。	
②	事業内容がわかるもの（定款、事業パンフレット等） ・HPの写しも可	
③	外国語表記に関する書類 ・整備されていることがわかる写真（施設名は必須） ・設置場所の見取り図（略図・手書き可、設置箇所をマーカー等で明記すること）	
④	無線LAN設置に関する書類 ・整備されていることがわかる写真（機器の取り付け状況、無料で利用できることが示してある無線LANの利用案内） ・設置場所の見取り図（略図・手書き可、設置箇所をマーカー等で明記すること） ・通信事業者との契約書の写し（ただし、提出は任意）	
⑤	外国語ホームページに関する書類 ・地図検索サービスへの施設情報の掲載は必須 ・掲載部分をコピーまたはスクリーンショット等で提出 ※③④および⑤は申請時に既に整備にとりかかっている、または当該補助金で整備する場合、申請時に提出は不要ですが、実績報告時に提出が必要です。	
5	補助申請対象の整備場所がわかる見取り図 整備する箇所をマーカー等で明記してください。（略図・手書き可、4-④および4-⑤と併用可）	
6	見積書 ・宛名は申請者宛です。 ・日付、施行業者の会社名・代表者名、押印が入っているかご確認ください。 ・見積書には補助対象経費のみ記載してください。 ・消費税の額が記載されているかご確認ください。	
7	「洋式トイレ」を設置する申請者は、以下の書類も準備してください。 (7-1) 工事詳細平面図（整備する場所を明記すること） ※提出書類5が同等であれば不要 (7-2) 工事前の画像 (7-3) 営繕課審査見積依頼書（ただし工事に係る経費が80万円以下の場合には提出不要） ・記入見本を参考に、住所、氏名、押印のみ記載してください。その他、記入する必要はありません。	

金沢市外国人旅行者受入環境整備事業費補助金 申請 提出物一覧 (飲食店)

※必要に応じて、金沢市観光政策課から追加資料等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

		チェック
1	事務担当者連絡先の用紙	
2	補助金交付申請書 記入見本を参考に作成してください。右上の日付は空白のままにしてください。	
3	補助事業の内容、経費の配分及び事業計画 必須整備項目について、「整備済（登録済）」か「現在整備中」、もしくは「当該補助金で整備予定（登録予定）」にチェックが必要 整備必須項目 ・外国語表記（施設名は必須） ・クレジットカード ・外国語食事メニュー ・外国人旅行者コミュニケーションシート（指差して利用する会話補助ツール） ・外国語ホームページ	
4	補助対象事業者であることを証明できる書類	
①	市税に滞納の額がないことを証明するための書類 ・市税滞納状況調査同意書（所定の様式を使用し、記入見本を参考に作成してください。右上の日付は記入しないでください。） ・必ず 原本 をご提出ください。	
②	事業内容がわかるもの（定款、事業パンフレット等） ・HPの写しも可	
③	食品衛生法に基づく営業許可書の写し	
④	外国語表記に関する書類 ・整備されていることがわかる写真（施設名は必須） ・設置場所の見取り図（略図・手書き可、設置箇所をマーカー等で明記すること）	
⑤	クレジットカードに関する書類 ・整備されていることがわかる写真（機材、外国人利用者にも分かるような表示） ・クレジットカード会社との契約書の写し（ただし、提出は任意）	
⑥	外国語食事メニューに関する書類 ・現物または写し ・メニューが整備されていることがわかる写真	
⑦	外国人旅行者コミュニケーションシート（指差して利用する会話補助ツール） ・現物または写し ・コミュニケーションシートが整備されていることがわかる写真	
⑧	外国語ホームページに関する書類 ・地図検索サービスへの施設情報の掲載は必須 ・掲載部分をコピーまたはスクリーンショット等で提出	
※④⑤⑥⑦および⑧は申請時に既に整備にとりかかっている、または当該補助金で整備する場合、申請時に提出は不要ですが、実績報告時に提出が必要です。		
5	補助申請対象の整備場所がわかる見取り図 整備する箇所をマーカー等で明記してください。（略図・手書き可、4-④および4-⑤と併用可）	
6	見積書 ・宛名は申請者宛です。 ・日付、施行業者の会社名・代表者名、押印が入っているかご確認ください。 ・見積書には補助対象経費のみ記載してください。 ・消費税の額が記載されているかご確認ください。	
7	「洋式トイレ」を設置する申請者は、以下の書類も準備してください。 (7-1) 工事詳細平面図（整備する場所を明記すること） ※提出書類5が同等であれば不要 (7-2) 工事前の画像 (7-3) 営繕課審査見積依頼書（ただし工事に係る経費が80万円以下の場合には提出不要） ・記入見本を参考に、住所、氏名、押印のみ記載してください。その他、記入する必要はありません。	

金沢市外国人旅行者受入環境整備事業費補助金 申請 提出物一覧（商業施設）

※必要に応じて、金沢市観光政策課から追加資料等の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

		チェック
1	事務担当者連絡先の用紙	
2	補助金交付申請書 記入見本を参考に作成してください。右上の日付は空白のままにしてください。	
3	補助事業の内容、経費の配分及び事業計画 必須整備項目について、「整備済（登録済）」か「現在整備中」、もしくは「当該補助金で整備予定（登録予定）」にチェックが必要 整備必須項目 ・外国語表記（施設名は必須） ・クレジットカード ・外国人旅行者コミュニケーションシート（指差しで利用する会話補助ツール） ・外国語ホームページ ・免税店登録	
4	補助対象事業者であることを証明できる書類	
①	市税に滞納の額がないことを証明するための書類 ・市税滞納状況調査同意書（所定の様式を使用し、記入見本を参考に作成してください。右上の日付は記入しないでください。） ・必ず 原本 をご提出ください。	
②	事業内容がわかるもの（定款、事業パンフレット等） ・HPの写しも可	
③	輸出品販売場許可書の写し	
④	観光庁提供の免税店シンボルマークを申請し、外国人利用者に向けた掲示をしていることがわかる写真	
⑤	外国語表記に関する書類 ・整備されていることがわかる写真（施設名は必須） ・設置場所の見取り図（略図・手書き可、設置箇所をマーカー等で明記すること）	
⑥	クレジットカードに関する書類 ・整備されていることがわかる写真（機材、外国人利用者にも分かるような表示） ・クレジットカード会社との契約書の写し（ただし、提出は任意）	
⑦	外国人旅行者コミュニケーションシート（指差しで利用する会話補助ツール） ・現物または写し ・コミュニケーションシートが整備されていることがわかる写真	
⑧	外国語ホームページに関する書類 ・地図検索サービスへの施設情報の掲載は必須 ・掲載部分をコピーまたはスクリーンショット等で提出 ※⑤⑥⑦および⑧は申請時に既に整備にとりかかっている、または当該補助金で整備する場合、申請時に提出は不要ですが、実績報告時に提出が必要です。	
5	補助申請対象の整備場所がわかる見取り図 整備する箇所をマーカー等で明記してください。（略図・手書き可、4-④および4-⑤と併用可）	
6	見積書 ・宛名は申請者宛です。 ・日付、施行業者の会社名・代表者名、押印が入っているかご確認ください。 ・見積書には補助対象経費のみ記載してください。 ・消費税の額が記載されているかご確認ください。	
7	「洋式トイレ」を設置する申請者は、以下の書類も準備してください。 (7-1) 工事詳細平面図（整備する場所を明記すること） ※提出書類5が同等であれば不要 (7-2) 工事前の画像 (7-3) 営繕課審査見積依頼書（ただし工事に係る経費が80万円以下の場合には提出不要） ・記入見本を参考に、住所、氏名、押印のみ記載してください。その他、記入する必要はありません。	